

通所介護事業所しおさい管理運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人仁摩福祉会が設置する通所介護事業所しおさい（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型通所介護事業・指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営規程に関する事項を定め、指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護・要支援状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要支援状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ

情報の提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、及び所在地は次のとおりとする。

名称	通所介護事業所しおさい
所在地	島根県大田市仁摩町仁万843

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理・監督、センター業務の統括
- (2) 生活相談員 1名以上
利用者申込に係る調整、認知症対応型通所介護計画・介護予防認知症対応型通所介護計画の作成。相談・援助業務。
- (3) 機能訓練指導員 1名以上
心身機能の低下の防止及び維持回復を図る為の訓練の実施、個別機能訓練計画書の作成。
- (4) 看護職員又は介護職員 1名以上
日常生活上の介護、その他必要な業務。
- (5) 事務員 1名
庶務、会計。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分
- (3) サービス提供時間 9時15分から16時25分

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日12名とする。

(指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の内容)

第7条 指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護サービス (移動、排泄の介助、見守り等)
- (2) 入浴サービス

- (3) 給食サービス
- (4) 生活指導（相談・援助等）
- (5) 機能訓練
- (6) 健康チェック
- (7) 送迎サービス

（利用料等）

第8条 指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準から10%を割り引いた額によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

3 次条に定める通常の実施地域を超えて行う指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の送迎を行った場合は、通常の実施地域の境界から1キロメートルにつき50円を積算した額を徴収する。

4 食事の提供に要する費用については、1食あたり600円を徴収する。

5 その他、指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

6 当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は利用者の家族に対して、サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

7 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は大田市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 10 条 サービス利用にあたって、利用者又はその家族は、通所当日の利用者本人の心身の状況を事業所の職員に報告しなければならない。

- 2 機能訓練室における機能訓練設備の利用の際は、必ず機能訓練指導員の指導の基に行われるものとし、利用者が単独で機能訓練を行う場合にあっては、事前に機能訓練指導員の許可を得るものとする。
- 3 前項に掲げるもののほか、当該事業所の利用にあたっては、事業所の職員の指示に従うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、職員は速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害に備え、消防法の定める消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成する。

- 2 消防法の定めに従って、防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を行う。
- 3 消防法の定めに従って、消防計画を作成、変更した場合は、所管する消防署長へ届け出る。
- 4 消防計画に基づき、年に 2 回以上、避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 5 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員に周知する。
- 6 非常災害に備え、外部支援が到着すると想定されるまでに必要な飲料水、食品等について備蓄する。
- 7 訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(運営推進会議)

第 13 条 事業所が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、年 2 回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、大田市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び認知症介護についての知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 14 条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 事業所は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、ハラスメントによって職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化など、必要な措置を講じる。

5 指定認知症対応型通所介護事業・指定介護予防認知症対応型通所介護事業は設備、備品、会計、職員に関する諸記録の整備を行う。又、サービス計画、サービス担当会議、居宅支援の提供に関する記録整備簿を完結の日から 2 年間保存しなければならない。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 仁摩福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて行う。

附 則

この規程は、公布の日から施行し平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し平成 13 年 10 月 1 日から適用する。

(平成 13 年 9 月 20 日改正)

附 則

この規程は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

(平成 14 年 9 月 26 日改正)

附 則

この規程は、平成 14 年 11 月 1 日から施行する。

(平成 14 年 10 月 31 日改正)

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する

(平成 24 年 11 月 27 日改正)

附 則

この規程は、公布の日から施行し平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、公布の日から施行し平成 27 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 29 年 4 月 14 日改正)

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。